

【史料1】『文化時評』1948.8.1長野県篠ノ井町地域紙、『プランゲ文庫』

天皇と国民とはもつと近づき、天皇及び天皇精神をよく国民は知る事が必要である……国民真情の発露として……天皇の御思召を身に体験し心に味ひ、一如し異体同心し御心に直通して、始めて、天皇と国民一体になり得られませう。而して真に、天皇の御心と我等の心とが融合一体することに此の勤労奉仕の意義がある……真に手を握り合つて、融合一体する所に平和国家建設の礎石があると思ひます……新しい天皇観を立て国家再建を各自心に、誓はなければなりません

【史料2】皇居再建運動に関する新聞記事

各方面に日増しに再建の声と熱意が自然に盛り上がったので、宮内庁はいつまでも『まだまだ』と国民の心を押さえつけているわけにも行かず、その対策の研究に迫られて来た模様である。新宮殿は”象徴天皇”の晴れの国家的儀場として宮内庁の一存では決るものではなく……明治天皇時代の宮殿造営と同様に税金などの国費をあてず、国民各自の真心こもる献金にまつべしとの意見が最も強いようである（『毎日新聞』1951.10.3）

毎日新聞地方版における皇居再建運動に関する記事（ゴシック：清掃奉仕などで皇居を見たことがある）

日	版	発言者
10/4	都下	福祉事務所所長、皇居清掃奉仕団員2名
10/4	埼玉	社会福祉協議会民生部会長
10/4	静岡	副知事、県秘書課員、清水市婦人会会長、清水市教育長、県委員、寺住職、熱海市長、電話局主事、下田町長、弁護士
10/4	新潟	中学校長、青年団長
10/4	群馬	副知事、教育委員、前校長、清掃奉仕団員
10/5	宮城	知事、仙台市長
10/5	山形	婦人連盟理事長、婦人会幹事、開拓者連盟委員長、元子爵、青年団事務局長、米沢市婦人会会長
10/5	茨城	水戸慶老会3名
10/5	栃木	知事、教委社教課員、少年保護観察所長、検事正、教委指導課長、労組書記長、大田原町婦人会会長、商工会議所事務局長
10/5	北海道	札幌市長、拓銀頭取、会社員、農協党事務局長、清掃奉仕団員
10/5	福島	知事、白河市長、高校教諭、文化会長、檜沢村婦人会会長、清掃奉仕団員4名
10/6	長野	県会議長、清掃奉仕団員3名
10/6	秋田	知事、県議会議長、秋田市長、横手市議、横手市栄地区婦人会会長、能代山本連合婦人会会長、大館市婦人会会長、高校教諭、大曲町長、大館市助役
10/6	青森	副知事、田沢吉郎、清掃奉仕団員2名
10/9	宮城	清掃奉仕団員6名

（岩手、山梨、千葉、神奈川は記事なし、大阪版には10/4に東京版と同じ記事が3面に掲載、宮城が2回掲載されているのは、一番初めの清掃奉仕団が宮城であったことと、この時皇太子が宮城を旅行中であったためか）

【史料3】「国民公園」(環境省情報公開法開示文書)

この事は、その背後にGHQのG2（情報部）セクションの指令があったことによるもので、担当の某少将が皇室苑地を取り上げて、国民一般に開放し、積極的に民主政治を進めたという、自己の功績を本国に報告するために、片山首相に指令したものであったと伝えられる。

【史料4】47.12.27「旧皇室苑地に関する件」(国立公文書館「公文類聚」第72編第1巻)

旧皇室苑地の中、宮城外苑、新宿御苑、京都御苑、白金御料地等は速やかに文化的諸施設を整備し、その恵沢を戦後国民の慰楽、保健、教養等国民福祉のために確保し、平和的文化国家の象徴たらしめるため、概ね左の要領により運営するものとする。

- 一、旧皇室苑地は、国民公園として国が直接管理するとともに史蹟名勝又は天然記念物として価値あるものは指定し、これが保存を図り汎く一般国民の享用に供すること。
- 二、旧皇室苑地の利用運営及び文化的諸施設の整備については、権威ある委員会を設置して総合計画を樹立すること。
- 三、旧皇室苑地を差当り国民的利用に開放するため、概ね左の措置を講ずるものとする。
 - イ、宮城外苑に野外ステージを中心とする国民広場を設置し、各種行事、運動競技等に使用せしめること……
 - ニ、適当な個所に簡易な野外休養施設を整備すること。

【史料5】49.4.20「旧皇室苑地整備運営に関する件」(国立公文書館蔵「昭和24年総理府公文」第2巻)
閣議決定に基き、平和的文化国家の象徴として永久にこれが保存を図るとともにできるだけ広く国民の福祉に寄与するため、つぎの要領により運営するものとする。

- 一、由緒ある沿革を尊重し、努めて原状の回復保存を図ること。
- 二、必要に応じ、史蹟名勝天然記念物又は風致地区として指定すること。
- 三、各苑地の特性を生かし、国民生活に適合した整備運営を行うこと。
- 四、緑地計画の一環として街路その他都市計画との調整を図り周辺地区の整備も併せて行うこと。
- 五、各苑地の特性に照しこれと関係のない施設はこれを設けないこと。……

- 皇居外苑 (一) 国民広場として公開すること。
 (二) さしあたり照明、管理所、水呑場、便所等を整備すること。……
- 京都御苑 (一) 国民庭園として公開すること。
 (二) さしあたり、次の諸施設を整備すること。 苑路、橋、下水道、照明、便所等
 (三) なるべく速やかに次の諸施設を存すること。 運動広場、児童遊園、休憩所等…… (後略)

【史料6】大宅壮一「広場」『東京日日』52.3.3

皇居前広場は、赤旗の波打つ”人民広場”から転じて青春花咲く”アベック広場”となっていた……松の下の芝生に転がって恋をささやいたりすることが、どうして”神域を汚す”ことになるのであろうか……皇居前広場で結ばれた男女が、その思い出を胸に秘めて、そこをかれらの”聖地”と考えている男女の例を私は幾組も知っている

【史料7】皇居前保存協会(国立公文書館蔵「国民公園一般・昭和24年～26年」)

国や首都の中心である皇居前が終戦後極度に荒れ果て、文字通り光りなき広場になった実情を見るに忍びず……

- (1) 平和文化国家として新発足する日本国の進む道しるべたり……
- (2) 国の「センタ」であり、政治、経済、文化等あらゆる国内的、国際的な中枢活動の中心たり
- (3) 旧皇室苑地が平和的文化国家の象徴として永久にこれが保存を図らんとする同意義に於ける国民的責任……
- (4) 文化国家建設を目指して新しく設定された祝祭日に国民公園の名にふさわしく国民儀礼として中心地に光を添える
- (5) 物心両面に亘る社会的な生活環境の混乱に統一性と秩序と勇氣と光と信念とを与え無言の裡に民主的文化日本の再建に寄与し、直接には苑地内に於ける風俗、衛生的其他の社会悪の口除となり、醇風美俗の風習を馴致す……

【史料8】京都スポーツマン・クラブによる「総合運動場」案(『都新聞』都1946.8.29)

平和国家建設の源泉として終戦以来わが国民の間に盛り上がるスポーツ熱……御所御苑に総合運動場を設置せんとする計画が京都スポーツマン・クラブで樹てられ……これが実現すれば京都市内の中心地丈に利用者も多く市民誰もがスポーツを楽しみスポーツを通じて育成される美しき愛と光に 燃えた明朗な世相を生み出し真の民主的平和国家の中心地に相応しい京洛街が出現する

【史料9】関西建築文化連盟による「芸術の殿堂」案(『都新聞』1946.9.18)

将来も由緒あるこの地域を後世に残すため原則としてこの地域は緑地とし市民の厚生を中心としたい……この地域に式典広場を設け国家、皇室および市民のさまざまな式典、祝祭などに利用出来るやうにしたい……文化国家の中心として……公会堂を早急に建て美術、音楽、演劇の中心殿堂としたい……現在の周囲の石垣は封建的封鎖的であるから、これを取り除き開放的にし市民に親しみやすくする

【史料10】宮内省京都地方事務所長飛鳥井雅信「昭和二十一年土地建物録」(宮内公文書館蔵)

惟フニ時勢ノ急変ニ伴ヒ御苑下賜セラレタル後御苑管理者ガ維新前ノ如ク一般市民ヲシテ御苑ニ親シマシムル方針ヲ執ルハ誠ニ時宜ニ適シタル措置ナリト存シ候 当事務所トシテモ其ノ必要ヲ痛感シ今年始メ御苑ニ公園の施設急務ナルコトヲ口頭ヲ以テ内申致候モ未ダ其ノ運ヒニ至ラスシテ茲ニ之ヲ国ニ移管セラルコト、相成候明治以後数十年ノ永キニ亘リ御苑ニ対シ積極的ニ市民ノ親ミ得ル諸施設ヲ何等施サ、ルニ国ニ移管後管理者ニ於テ即刻右施設ヲ為シ市民ヲシテ御苑ニ親シマシムル方法ヲ執ルニ於テハ当省ノ面目モ如何カト存シ惹テハ市民ノ思想上ニ及ホス影響モ少カラサル儀ト存シ候ニ就テハ此ノ際多少ノ犠牲ハ之ヲ忍ヒ御所ト市ト関係アル佳辰両三日ヲ選ヒ毎年紫宸殿、清涼殿、小御所及御学問所等ヲ一般市民ニ拝観セシメ一種ノ親近味ヲ感ゼシムル措置ヲ講スルコトハ現下ノ情勢ニ照シ急務ナルヤニ存シ候ニ就テハ何分ノ御内意相伺度此段及上申候

追而御苑ヲ国ニ移管後該管理者カ御苑ヲ一般ニ解放スル以前ニ於テ御所ノ拝観ヲ差許スコトニ致度従来御学問所ハ拝観箇所ニアラサルモ室町季世ニ至ルマデハ日本文化ノ中心ハ宮廷文化ニシテ宮廷文化ノ核心ハ主上ニ在シマシシヲ以テ御殿其ノモノニヨリ之ヲ普ク市民ニ知悉セシムルコトハ現下ノ情ニ鑑ミ適切ナル措置ナルヤニ存シ候 条寧口此ノ際拝観箇所ニ指定スルヲ至当ナルヤニ存シ候 右上申ノ趣御差支無之御内意ニ候ハ、具体的ニ調査ノ上更ニ具申致スヘク候

御学問所拝観事由

足利季世ニ至ルマデハ日本文化ノ中心ハ宮廷文化ニシテ宮廷文化ノ核心ハ実ニ主上ニマシマセリ。列聖学ヲ好ミ給ヒ良ク当時ノ文化ヲ指導シ給ヘリ。当時皇室ハ社会ト隔絶スルコトナク常ニ民衆ト近接シ給ヘリ。之ヲ例示セハ歌道ニ在リテハ民衆ハ何等ノ敬語ヲ用フルコトナク思フカ俣ニ自己ノ意思ヲ表現シ親シク之ヲ詠進シ又名モナクシテ勅選集ニ選ハレ御製ト並列セラレトノ榮ニ浴シ普ク上下性情相通シ君臣相和セリ。前頭両方面ヲ御殿其ノモノニヨリ普ク国民

ニ知悉セシメントス。

御常御殿拝観事由

御学問所拝観事由ニ記スルカ如ク明治維新ニ至ルマデハ皇室ト民衆トハ相互ニ近接シ君臣相和セリ。更ニ之ヲ例示セハ京都市民ハ正月十九日紫宸殿南庭ニ於ケル天覧舞楽ノ陪観ヲ許差サレ又二月節分ニハ賢所参拝ヲ許可セラレ親シク豆ヲ拝受シ……御常御殿ハ国民ノ夢想タニ及ハサル簡素ナル御設備ナリ。寧ロ此ノ際多少ノ犠牲ハ之ヲ忍ヒ寧ロ進ンテ開放スル方現下ノ情勢ニ鑑ミ至当ナリト信ス。

【史料11】『京都御所』(推古書院、1950年)

御所はあくまで天皇の御住居であり、戦争に対してはなんらの設備をもたず、まったく戦乱などを意識も考慮しない、太平和楽を念とする御住居に過ぎない。遠い古え皇室は兵馬の大権をもたれていたが、輔弼の藤原氏が権力をほしいままにし、ついで武士の興起によつて幕府政治となり、明治にいたるまで、いつも兵馬恠惚の間に苦しんでいられたのではなかつたか。歴史を回顧すれば想いは盡きないが、わが皇室は結局国家の象徴であり、そうして御所は更にその皇室の平和な、清浄なシムボルであり、真実の日本のつつましい姿と考えられる。御所の建築、内部の構造その他を拝観して、感じられる簡素、平明、優雅の美はそういう根源から、遠くふかい伝統に拠つているものであることが知られるのである。同時に平和と美を愛好する国民の真実の精神の最高の表現であり、今後の日本の生き方を指示するものではないであらうか